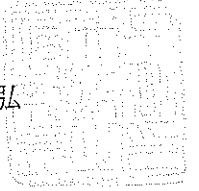


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月30日

南越前町長 岩倉 光弘



## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
橋立
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成29年3月27日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
経営体数  
法人 0経営体  
個人 3経営体  
集落営農（任意組織） 0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
・担い手はあるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方  
・担い手に集積・集約化する
6. 農地中間管理機構の活用方針  
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける  
・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
7. 地域農業の将来のあり方  
・中心経営体のうち1中心経営体を変更（地区外の法人組織⇒地区外の認定農業者）し、また新たに1名の中心経営体を追加した。今後も農地集積を図りつつ、中心経営体と地域で一体となって農地の維持保全に努めていく